

感染症の予防及びまん延防止のための指針

一般社団法人 桐生市医師会
居宅介護支援事業所きりゅう

1 感染症の予防及びまん延防止に関する基本的考え方

利用者及び従業者等の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分に留意するとともに、感染症発生の際には、迅速な措置を講じなければならない。

居宅介護支援事業所きりゅうでは、感染症の原因の特定及びまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し運用できるよう本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2 注意すべき感染症

(1)利用者及び従業者にも感染が起り、媒介者となりうる感染症

- ・インフルエンザ
- ・新型コロナウイルス
- ・感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等)
- ・疥癬
- ・結核 等

(2)感染抵抗性の低下した人に発生しやすい感染症

- ・メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症(MRSA 感染症)
- ・緑膿菌感染症 等

(3)血液、体液を介して感染する感染症

- ・肝炎(B 型肝炎、C 型肝炎) 等

3 感染症対策委員会の設置

居宅介護支援事業所きりゅうでは、感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者及び家族等への適切な対応を行うため、「感染症対策委員会」を設置する。

(1)事業所における委員会の運営責任者は管理者とし、当該者を以て「専任の感染対策を担当するもの」とする。

(2)委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容は相互に関係が深い場合には、事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。

(3)委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容は相互に関係が深い場合には、併設介護サービス事業所と合同で開催することができる。

(4)委員会は、定期的(年 2 回以上)及び必要な場合に担当者が招集する。

(5)委員会の議題は担当者が決定する。具体的には次に掲げる内容について協議するものとする。

- ①事業所内感染対策の立案
- ②指針・マニュアル等の整備・更新

- ③利用者及び従業員の健康状態の把握
- ④感染症発生時の措置(対応・報告)
- ⑤研修・教育計画の策定及び実施
- ⑥感染症対策実施状況の把握及び評価

4 感染症の予防及びまん延防止のための職員研修の実施

事業所は勤務する従業員に対し、感染症対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした「感染症の予防やまん延防止のための研修」及び「訓練(シミュレーション)」を次のとおり実施する。

なお、当該研修及び訓練の実施に際しては、他法人の事業所等と合同で開催することもできる。

(1)新規採用者に対する研修

新規採用時に、感染対策の基礎に関する研修を行う。

(2)定期的研修

感染症に関する定期的な研修を年1回以上実施する。

(3)訓練(シミュレーション) ※研修と併せて実施可

事業所内で感染症が発生した場合に備えた訓練を年1回以上実施する。

(4)記録

研修及び訓練(シミュレーション)の実施内容については、出席者、研修資料、実施概要等を記録し、電磁的記録等により保存する。

5 感染症発生時の具体的対応

感染症が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないように、利用者等の保護及び安全の確保等を最優先とし、迅速に次に掲げる措置を講じる。

(1)発生状況の確認

(2)感染拡大の防止

(3)医療措置

(4)市町村への報告

(5)保健所及び医療機関との連携

6 利用者等に対する指針の閲覧

「感染症の予防及びまん延防止のための指針」は、職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対してもいつでも閲覧できるように事務室等に備え付け及びホームページへの掲載を行う。

附則

この指針は、令和6年3月26日より施行する。